# 被保険者

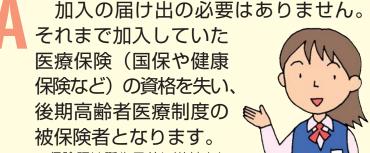
,\_\_\_\_\_,

- ●75歳以上の方
- ●65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方 で、広域連合の認定を受けた方
- ※一定の障がいとは、身体障害者手帳1~3級及び4級の一部の障がいな
- ※一定の障がいに該当する方の加入(障がいの認定の申請)は任意です。 障がいの認定は、75歳になるまではいつでも申請できますし、いつで も将来に向けて撤回することができます。
- ●生活保護を受けている方などは対象になりません。

対象となる日

●一定の障がいがある65歳以上の方は、広域連合の認定を受けた日

75歳になるときに 加入の届け出が必 要ですか?



※保険証は誕生日前に送付され

# お医者さんにかかるとき

後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付さ れます。保険証には自己負担割合(1割または3割)な どが記載されていますので、お医者さんにかかるときには、 保険証を忘れずに窓口に提示してください。自己負担割合 は、かかった医療費の1割、現役並み所得者は3割です。



# 交通事故などにあったとき

**3** 

交通事故などによって、けがや病気をして後期高齢者 医療で治療を受けるときは、必ずお住まいの市町村の担 当窓口へ届け出ましょう。

交通事故などの医療費は、原則として加害者が過失に 応じて負担すべきものです。届け出をしていただくことで、 後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加 害者に請求することができます。

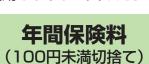




被保険者一人ひとりに、納めていただきます。 保険料額は、次の方法により、個人ごとに決まります。 保険料を決める基準(均等割額、所得割率)については、 2年ごとに設定され、お住まいの市町村を問わず、広域 連合内で原則、均一となります。

# 保険料の求め方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と被保険者の所得 に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計となり、個人単位で計算されます。 均等割額38,925円と所得割率7.18%は、平成22年度、23年度の2年間 使用します。1人あたりの上限額は50万円です。



所得割額

(総所得金額等-33万円)×7.18%

均等割額 十 所得割額

# 年間保険料

### 例1:被保険者1人世帯の場合(保険料合計額は、100円未満切捨て)

公的年金収入額	均等割額/年	+	所得割額/年	=	保険料合計額/年
80 万円	3,892円【9割軽減】	+	0円	=	3,800円
150万円	5,838円【8.5割軽減】	+	0円	=	5,800円
200万円	31,140円【2割軽減】	+	16,873円【5割軽減】	=	48,000円
250万円	38,925円【軽減なし】	+	69,646円【軽減なし】	=	108,500円
300万円	38,925円【軽減なし】	+	105,546円【軽減なし】	=	144,400円
350万円	38,925円【軽減なし】	+	137,856円【軽減なし】	=	176,700円

### 例2:被保険者2人世帯の場合(保険料合計額は、100円未満切捨て)

公的年金収入額		均等割額/年	+	所得割額/年	=	保険料合計額/年
夫 80万円 妻 80万円	夫	3,892円【9割軽減】	+	0円	=	3,800円
	妻	3,892円【9割軽減】	+	0円	=	3,800円
夫 160万円 妻 80万円	夫	5,838円【8.5割軽減】	+	2,513円【5割軽減】	=	8,300円
	妻	5,838円【8.5割軽減】	+	0円	=	5,800円
夫 180万円 妻 80万円	夫	19,462円【5割軽減】	+	9,693円【5割軽減】	=	29,100円
	妻	19,462円【5割軽減】	+	0円	=	19,400円
夫 200万円	夫	31,140円【2割軽減】	+	16,873円【5割軽減】	=	48,000円
妻 80万円	妻	31,140円【2割軽減】	+	0円	=	31,100円
夫 250万円	夫	38,925円【軽減なし】	+	69,646円【軽減なし】	=	108,500円
妻 80万円	妻	38,925円【軽減なし】	+	0円	=	38,925円
夫 300万円	夫	38,925円【軽減なし】	+	105,546円【軽減なし】	=	144,400円
妻 80万円	妻	38,925円【軽減なし】	+	0円	=	38,925円

# 保険料が軽減される場合

## 所得が低い方

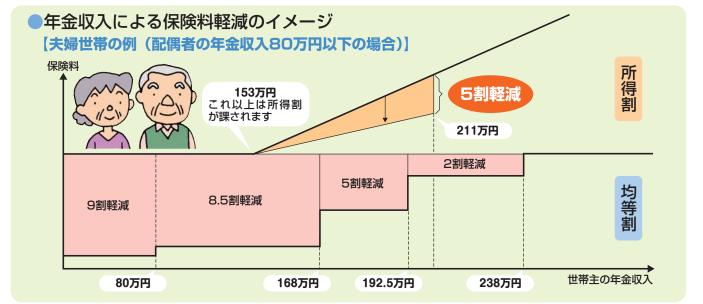
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が 次の表に該当する場合は、同一世帯の被保険者は全員、軽減 後の均等割額となります。本来7割軽減の世帯を8.5割軽減と する措置が延長され、平成22年度も引き続き8.5割軽減とな ります。



	軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減後均等割額
	9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入 80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	3,892円
延長 されました	-8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	5,838円
	5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	19,462円
	2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の 世帯	31,140円

※65歳以上の年金収入の場合は、「年金収入-(120万円+15万円)が軽減の判定をするための所得になります。

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等(所得割額の算定に用いる所得)が アイス 所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等(所得割額の算定に用いる所得)が 58万円以下の方は、<mark>所得割額が一律5割軽減</mark>されます(例えば、年金のみの収入であれば、年 金収入153万円から211万円までの方が、5割軽減に該当します)。



# ■職場の健康保険などの被扶養者であった方

資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者で あった方については、均等割額が9割軽減される措置が延長 され、該当する方は平成22年度も引き続き9割軽減されます。 ※ただし、国保及び国保組合に加入していた方は、該当しません。



	軽減割合	該当する条件等	軽減後均等割額
延長 されました	9割軽減	制度加入前に職場の健康保険等の被扶養者であった方	3,892円

## 保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金額などによって年金から天 引きされる①特別徴収と、納付書などで納める②普通徴収の2通り に分かれます。事情により、本来なら①で納めていただく方でも、 ②や「年金天引きと納付書」で納めていただく場合があります。



「介護保険料を引かれている年 金の額が」18万円以上の方

後期高齢者医療保険料と 介護保険料の合算額が

「介護保険料を引かれている年金の年額」の 2分の1を超えない方

「介護保険料を引かれている年金」から天引き

「介護保険料を引かれている年金の年額」の 2分の1を超える方

納付書又は口座振替にて納付

※介護保険料は引き続き天引きになります。

介護保険料が年金から天引きされていない方 又は年金額が年額18万円未満の方

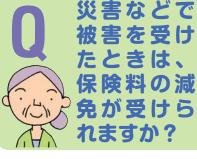
納付書又は口座振替にて納付

# 年金からの天引きの方でも口座振替に変更が可能です

年金からの天引きで保険料を納める方は、原則としてどなたでも口座振替に変更 することができます(確実な振替が見込めない方については、認められない場合が あります)。

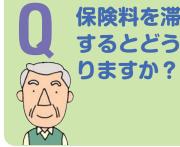
口座振替に変更することにより、社会保険料控除は振替をする口座の名義人に適 用され、世帯の税負担が軽くなる場合があります。

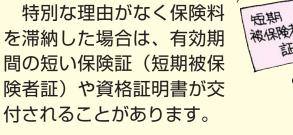
※くわしくは市町村の担当窓口にお問い合わせください。



災害などで重大な被害を受けた ときやその他特別な事情で生活が 著しく困窮し、保険料を納めるこ とが困難な方については、保険料 😭 が減免される場合があります。







保険料の納付が困難となったときは、お住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

96

**95**